



※1 時間外労働: 労働基準法で定められている1日8時間または1週間40時間を超える労働。
 ※2 令和7年4月に出生後休業支援給付が創設され、子の出生直後の一定期間内に、両親ともに14日以上の育児休業を取得する場合に、最大28日間、出生時育児休業給付金又は育児休業給付金に上乗せして休業開始前賃金の13%が支給されます。ただし、育児休業が取得できる期間は1歳2か月までの間の1年間です。
 ※3 就業規則等で3歳までの育児休業制度が定められ、休業している場合です。

※5 令和7年10月から柔軟な働き方を実現するための措置として、事業主は3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して「始業時刻等の変更」「テレワーク等(10日以上/月)」「保育施設の設置運営等」「就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)」「短時間勤務制度」の中から2以上の制度を選択して措置を講じる必要があり、労働者は事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用できるようになりました。
 ※6 令和7年4月に育児時短就業給付が創設され、2歳未満の子を養育するために時短勤務をする場合に、時短勤務中に支払われた賃金の最大10%が支給されます。
 ※7 所定外労働: 会社で定められている始業から終業までの時間を超える労働
 ※8 令和7年4月から子の行事参加等の場合も取得可能。

◎母性健康管理、育児休業制度などについてももう少し詳しく知りたい方は、

○働く女性の妊娠・出産に関する法制度等についての情報提供サイト

「働く女性の心とからだの応援サイト」

(相談、専門家からのアドバイス、産休・育休等自動計算)

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



◎妊娠、出産、産前産後休業、育児休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてももう少し詳しく知りたい方は、

○「妊娠したから解雇」は違法です <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/O000088308.html>



◎母性健康管理(妊娠、出産)や育児休業等の取得に関して職場でのトラブルにお困りの方は、

○雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

また、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)(裏表紙参照)へご相談ください。



◎地域の保育情報や育児休業復帰後に利用できる制度などについて知りたい方は、

○「仕事と育児カムバック支援サイト」<https://comeback-shien.mhlw.go.jp/>

